

1.2 俯瞰の方法

STI政策全体の流れを簡潔に示すことを目指し、STI推進基盤政策の全体的な構造及び歴史的経緯を把握するため、以下の方法によりその俯瞰を試みた。STI政策は、税制や規制改革、公共調達、政策金融、雇用規制、入国管理制度、高等教育など、きわめて幅広い政策分野との関連を持つが、それらをすべて俯瞰の対象にすることはかえって焦点をぼかしてしまう恐れがあり、また限られた紙面で記述することは現実的ではない。そのため、本報告書では科学技術に特に強く関連する領域（研究開発、教育等）の調査にとどめた。

俯瞰の骨格

STI推進基盤政策の俯瞰にあたっては、科学技術・学術政策研究所（以下、NISTEP）の「重要施策データベース⁸」の分類を土台とした。この重要施策データベースでは、1950年代から現在に至る科学技術白書、1990年代以降の科学技術基本計画等に記載されたSTI政策に関する記述が整理されている⁹。NISTEPではその記述をもとに有識者を交えた議論を踏まえて、合計33の施策群に分類している。ただしこの中には宇宙・航空、ライフサイエンス等の個別分野の研究施策も含まれていること、基本政策が研究機関ごとに細かく分類されていること等、STI推進基盤政策を横断的に俯瞰するには不便な点があった。

そこで本報告書では、この中から個別分野の研究施策を除いて、STI推進基盤に特に関係する計21分類を選択した上で、俯瞰が細分化しすぎないように、さらに整理を行い、最終的に表1-1に示す10の俯瞰領域に統合して使用した。

なお、STI推進基盤と重要施策データベースの対応については表1-2にまとめた。

8 <http://www.nistep.go.jp/research/scisip/database-of-sandt-and-innovation-policy>（2020年12月14日閲覧）

9 科学技術・学術政策研究所「科学技術イノベーション政策における重要施策データベースの構築」[NISTEP NOTE（政策のための科学）008]（2013年11月）

STI 推進基盤政策の俯瞰領域

次の表の10領域に沿ってSTI 推進基盤政策を俯瞰した。

表 1-1 STI 推進基盤政策の俯瞰領域

俯瞰領域	内容
①基本政策と推進体制	科学技術政策に関連する基本的戦略・政策、推進体制等
②人材育成	科学技術人材の育成・確保、教育環境の整備や大学改革等
③産学官連携	産学共同研究・受託研究や研究成果の事業化等
④地域振興	大学を中心とした地域振興への支援等
⑤知的財産・標準化	科学技術に関する知的財産の体制整備や国際標準化への対応等
⑥研究基盤整備	大型研究施設と知的情報基盤の整備及び共用等
⑦研究開発資金	研究開発資金制度及び予算プロセス等
⑧評価・モニタリング	研究開発評価、研究開発機関評価、EBPM ¹⁰ 等
⑨国際活動	国際交流や大規模国際協カプロジェクト、科学技術外交等
⑩科学技術と社会	Society 5.0、SDGs、科学技術外交、ELSI ¹¹ （研究倫理を含む）、科学コミュニケーション等

俯瞰の情報源

科学技術白書、行政事業レビューシートをはじめ、総合科学技術・イノベーション会議や関係府省庁等の公表情報を幅広く収集した。また、有識者や行政担当者からの情報提供も適宜参考にした。

俯瞰の対象期間

本報告書では、原則として1995年の科学技術基本法制定以降から2020年までを俯瞰の対象期間とし、必要に応じて1995年以前及び2021年予定の政策・事業についても取り上げた。

本書の作成の流れ

図1-2に本書の作成の流れを示す。俯瞰の情報源から各俯瞰領域における新たな動きを収集した後、全領域の中から特に重要と考えられる動向を抽出する。その際には、その動向が社会や科学技術にもたらすインパクトの大きさや、従来にない新しい方向への変化等の特徴を持つものを選択する。その重要な動向は「4. 最近の動向と課題」の章にまとめている。

各俯瞰領域の記述方針

本報告書では、上記の10領域それぞれについて政策的枠組み及びその変遷を理解することを基本的な目標として、各領域の主要な戦略・政策、施策、制度・事業を可能な限り取り上げ、以下の方針に基づき整理した。

10 Evidence-based Policy Making.

11 Ethical, Legal and Social Issues. 科学技術における倫理的・法的・社会的問題。

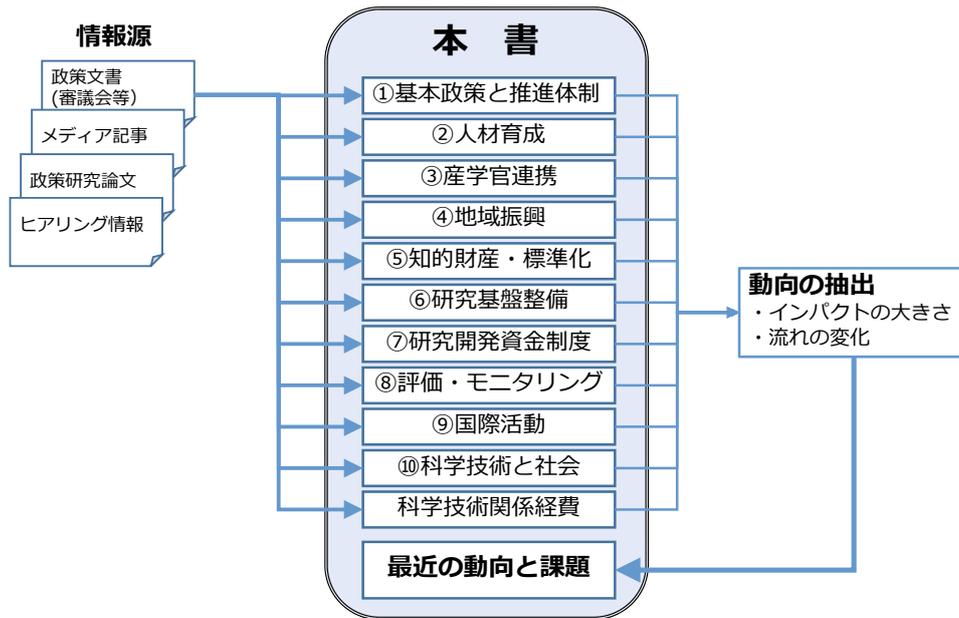


図1-2 本書の作成の流れ

- ・各領域の俯瞰は、1995年以降の政策や施策等の流れをまとめた概要の文章（数ページ程度）と、具体的な施策等の流れを年代順に系統図としたものを一組として構成した。
- ・本報告書の後半にある年表は2種類ある。
- ・一つは社会全般から科学技術を眺めた社会年表である。「社会の主な出来事」、「科学技術に関連する主な出来事」の2項目を年単位で並べて構成している。「社会の主な出来事」、「科学技術に関連する主な出来事」については『科学的助言』（2016年）に掲載された年表からピックアップし、CRDSがそれぞれの概要を追記した。2016年以降の事項についてはCRDSが追記した。
- ・第二の年表は政策年表である。年順に戦略・政策（科学技術政策、関連政策）、施策、制度、事業を一行一行で掲載している。その件が「2.1 基本政策と推進体制」から「2.10 科学技術と社会」までの10領域のいずれに対応するかを領域欄のマークで示している。
 - ▷ ◎はその領域において重要と考えられる基本的な法律や指針等である。
 - ▷ ○は具体的な制度や事業を意味する。
 - ▷ 一行の中で複数の領域欄にマークが付いているものは、それらの領域に共通することを意味する。
- ・文章内の年は西暦で記した。年度が特別な意味を持つ場合は「(西暦)年度」と記した。年表内では年度を示す際に和暦で簡易表記した。(例：H23は平成23年度の意味)
- ・制度・事業における「募集終了」は競争的資金における新規募集が終了したことを意味する¹²。
- ・募集終了した事業、終了した事業、改称した事業、他事業に統合あるいは引き継がれた事業には ■ 記号を付した。
- ・各事業の単年度予算がおおむね50億円以上の事業は 太字・斜字・下線 で、10～50億円の事業は 太

12 競争的資金制度の場合、事業の期間と募集期間は同じとは限らない。募集が終了した後、その募集したテーマの活動が終了するまで事業は継続する。

字」で表示した。実施期間中に単年度予算が大きく変動した事業¹³については、初年度から2～3年間程度の平均額を代表として用いた。

- ・科学技術関係経費については、制度面だけでなく、具体的にどのような予算規模やどのような実施プログラムで配分されているかについて、別章（3. 科学技術関係経費の俯瞰）で記述した。
- ・最近の動向の中で、特に注目する点を別章（4. 最近の動向と課題）にまとめた。ここには現在、検討が進められているが、まだ法律や事業の形で確定していないものも含めている。

表 1-2 本書で取り上げたSTI 推進基盤の俯瞰領域とNISTEP重要施策データベース分類の対応

本書のSTI 推進基盤の俯瞰領域	NISTEP重要施策データベースの分類
①基本政策と推進体制	1. 基本政策
	1.1 科学技術会議
	1.2 科学技術政策に関連する予算の総額
	1.3 行政体制
	1.4 国立試験研究機関、研究開発法人等
	1.5 大学
	1.6 日本学術会議及び学協会
	3.13 制度運用の改善
②人材育成	3. 科学技術システム改革 3.1 科学技術人材
③産学官連携	3.2 産学官連携、技術移転、研究成果の事業化
④地域振興	3.8 地域における科学技術の振興
⑤知的財産・標準化	3.6 知的財産
	3.7 標準化
⑥研究基盤整備	3.5 情報基盤
	3.10 施設・大型設備
	3.11 知的基盤
⑦研究開発資金	3.3 公的研究開発
	3.4 民間助成
⑧評価・モニタリング	3.12 評価システムの改善
⑨国際活動	3.14 国際協力
⑩科学技術と社会	4. 科学技術と社会
	4.1 法的・倫理的・社会的課題への対応
	4.2 科学技術コミュニケーション

13 複数年度にわたる競争的資金の事業の場合、毎年度の採択件数によって事業の予算額が変動する。また初年度は調査・準備のみを実施する、あるいは最終年度に事業の事後評価のみを実施する等によって予算が著しく少額になっている場合がある。